危 危険 険 物 物の の規 規制 制に に関 関 す する る規 規則 則の 昭 部 和を 三改 十正 四 す 年る 省 総 理令 府 新 令 旧 第対 五 照 十条 五 文 号

4 1 第 例 定 取 の 5 十 積 はに り十ア 特 前 3 よ扱四ル 四例 四載 次る う条キ は項 条 式 略の移 の同移のル に 略と条 略 次 定) の め 動ハア 五 動 ル タ タ リーンア とる ン と項クル 略ク おも 及貯キ ゥ りの 貯 び蔵ルム との 蔵 第所ア 等 す ほ 所 新 るか、 にルの の 係三 移 項 基 る 二 動 令 ウ タ に 動 積 準 掲 載 の 第ムン 式 特 げ ク 十等 移 例 る 五を貯 動 基 準 条 貯 蔵 タ 第蔵所 を 四しの ク 超 特 貯 え 項 の又例 蔵 る 特規は 所 第 5 第 4 例 定 取 _ がの 定 し第 適 定 十 積 り十ア 5 はに 国 3 用 す め 特前 な 五 玉 め 号ま ク 扱四ル 兀 ょ 例 四し る 際 ŀ١ る 際 載 み 貯 次る う条キ 金 海 は項 へ 条 式 基 基 海 な 略の 事 に の同 移のル 事 移 ~ ℓ1 具 準 で 蔵 準 五 動 と条 動 ハア 略 機 次定 機 に 及 所 に に お第 タ ル 関 のめ タ 適 適 関 係 び に = ンア とる っ る 合 が 第 合 が と項クル する 採 略ク 部 おも ŀ١ す 七 採 貯キ す及 ウ 貯 択 りの 分 号 て る 択 るび 蔵ルム 場 との ıţ し か 移 蔵 に L すほ 第 所ア 等 た 限 合 5 動 た 所 旧 か、 にルの 危 る 第 る。 に 貯 危 の 令 に係る令等の移動タル だ項 険 基 + 第 険 ぁ 蔵 傍 っ た積 物 五 タ 準 に + 物 線 だ 載 掲 て の 号 ン の 及 の 五 移げ第ム し ク **ത** ン 運 式 特 び は ま 条 運 ク 部 + 等 送 移 で に 例 る 第 第 送 分 五を貯 に 動 に 基 四 第 移 係 の は 準 条 貯 蔵 関 タ 規 る 動 項 関 号 ンク 改 第 蔵 所 号、 貯 す を 定 第 積 す の 正 四しの る 超 蔵 規 載 る は 部 規 特 タ 貯 規 え 項 号 定 第 式 分) 又 例 程 る の は ン 蔵 か 移程 適 国積特規は 묵 に ク所 5 動に 用

5

五

ਰ

る

す る

金 準

具 に

に 適 関 タ

係

る

部

分

に

限 に

る

ま

で

第

七

号 及

び

第 六

八

式

動

ク

貯

蔵

所

移

貯

蔵 し

タ

ク

に 貯

限

る。 タ

が

動

蔵

ン

ク

IJ

海

機

合が

る択

場し

合た

あ険

は運

第に

号す

か る

5

第

号 定

つ 物 動 た

て

危 の

の

送

関

規

程

に

め

す 採

事移

具 せ 移 をん動 設断タ + 荷ン 、ること。 重クに貯 四 条 に耐えることが対蔵所には、終来の五第四項等 移動貯蔵: 緊締 タ規ン定 金具及で びのわ す四 5 み倍 金の

具を設けること。せん断荷重に耐えることができる緊移動タンク貯蔵所には、移動貯蔵タ第二十四条の五第五項第二号の規〜五 (略)

タ規ン定

高金具及び フク荷重の にかかわっ

兀

み倍

金の

5

は

面

の

塗

装及

び

文 字

の

色

に

係

る

部

分

に

限

る。

の

規

定

七 八 へ け 略

第 よ扱 項 係 に掲 が第十五 はに IJ 第

略

次るう十アの同移四セ と条動条ト おりとする。 ボ第一項及び第二 かりとする。 アセトステルデヒド等 (國所に係る令第-ピトアルデヒド笠下等の移動タンク 等ク を貯 準条 貯蔵 十を超え、第四項、「「「「「「「「「「「「」」」 超える特例:0、又は取ら特例)

= _

七

八

略

具 せ 移

緊締

す

な ŀ١ 適 略

に 機

「する場 採

合 た

に

あ

つ

て の

第 に

号

の

規

は に

適

用

事移

関

が 合

択

U

物

運 は

送

程 定

定

め

る

際載例定

基海式はに

取

1)

よ 扱 る う 十ア 次る タン お第一なり、これのカー・アルデ っ ク 貯 ・ デ ア ヒ 及 貯 す 所 るび蔵セド 危 険 の トアルで 第所 移 動 貯 蔵 し に 項係 頃に掲げる基準のる令第十五名がる令第十五名がデヒド等を贈り動タンク貯蔵 タンク 移 動 関する規 に 貯 限 蔵 準条貯蔵 る。 を第蔵所 タンク 超四しの特 るの又例 が 国 積 は 特規

2 送 前 3 及 び 関四 項 係 条の九の気 に る令 号 の する規程 第四項 ょ か 移 る。 5 動 第十五条第 第 タンク ات \equiv 五 に 号 定め 掲 国際海事機関する移動タンな ま貯 げ 五項 る 基 で 蔵 る 及 所 基 準 び に っ 第 の 適 合 ŀ١ 関 七 特 が貯 によ 号 て 例 する 採 板 折 か は は る同 5 移動タ した 第 令 こ 1条第一 + 第 の + 危 四 条 の 五 ン 険 号 ク 物 条 ま 項 定 で第 貯 の め る第蔵運

二 十

四

条

の

五

第

四

項

第

号

第

号

へ す

み

金

具

に

係

る

定

る

合す

タンク

基

準の

特

例

際

海

事

関

が

採

択

U

た

危

険

物

の

運

送

に の

関

する規

程

7 第 1 2 第 5 五 四 び第 を平 教 年 消 の 部 六号 い成 育 法防丙 6 + 事 툱 第 分 試 ことなく連続 以 運 並 を を 千 五 超える う。 超 上 び 八 に 訓律団 種 験 略 ず 情 時 七 転 ション 一二百二十六 一二百二十六 一点として勤 一様を物取り える 条 科 の で、 号 第員危 の れ 限 間 条 要 に へ す $\overline{}$ 運 る。 略 運 第年 目 か 自 に の 員 第二十四条 転 要 移 送 かつ、 外 面 五 消 移 転 に 然 わ の み 該当する 十防 要 金 た 確 及 七庁 員 員 る 令 保 の塗装及び文字の色 具 一礎教育 合 計 第 告 に に 条 て お に び · る と 認 運 ょ に示 そ の九第 係 の Ξ 第 ょ が三十分以 る る部 四 お第 る 転する時間 + 他 れ 第二の消化を受け 連続 号、 Ξ 運 l١ の が 条 められ 号消防 i 分 に て 転 条 あ の 件 号 同 運 第 時 る _ + 第 学六消 の 限 転 じ る 間 か 移 第 1、 る ら 送 移 判 は、 規 時 る。 校条防 を 者 が 上 定 は に係 いの 四 条 間 号 の第組で 送とする。 う。 又第教四織あ の 条 運 る部分に限 日 の 転 移 総 ま つ て、 で、 当 回 適 の 送 務 八 用し が、 が 第 た 中 の 省 断 次 教基の防和五 IJ 連 第 経 令 な 育礎基学二 四 時 す る 九 続 の 路 で 七 号 年 る。 号 及 令教準校十以 + 各 時 定 か 同育への 間 分 믁 交 め 5 上 7 2 第 第 S 離 以 育昭 教 年 消 五 な 四 の 5 式 を和 育法防丙 6 + 試 +運 表 d_2 d_1 こ 月訓練のうち普通法律第二百二十六時団員として勤致内種危険物取扱者 な 内ごと 略 五 験 の の 七 い四訓律 送 る す 転 位 十 五 ۱,۱ ° 高速自動 う。 条 科 ものとする。 式 要 高 距 高 D 条 D 略 速 目 速 の 員 離 丰 に の おい 自 第年 自 に 値 の 340 + 五 消 単 動 交 確 乂 が 動 十七条. ı 代 車 令 保 車 位 車 て 1通教育 (する を 第 1 玉 玉 国 dı 丰 超 ル 道 道道 及 える に示 育 験 た + 以 を 第 メー び お め 条 外 道 ŀ١ (一号)第二人(消防学校の) l١ の ح の う。 路 の d_2 き て 運 法 道 は、 学 六 消 校 条 防 は ル 同 第 る 第三 転 路 以 ڹ 要 者 下 に そ の第組で 員 当 号 条 ょ 同 れ 条教四織あ を 該 の る 第 じ ぞ 又 第 育項法 確 値 規 つ 移 れ て、 は \equiv 訓 **の** へ 保 が 定 送 号 次の 項練 消昭 専 に に 距 に ح な 科のの防和五 ょ 離 よ規 数 ı) 教 普 基学 な 年 け る定 値 準 校 十 以 る

単

移す

を

れ

ば 距 次

育 通

教への

_ 上

第 第 六~ てうて基は。同準 五~ Ξ -+ 保 イ の の 十 受 同 IJ て _ 第じ第 七 験 トい腐 危 安 免 減 〜 証 ヌルう。 険 条の 食特 ハの 略 略明 五 少 基 類 五 除 条 手 第 Ξ 要物 す礎 定 の L に た 年を第へ 続 三十~ 以よ屋へ件の下り外略に貯 外 か 下 貯 略 で め る教 以受五略 項七の第 た 上げ十 第条警四 のの 書育 値 同減 貯 消よ五 に防項 を 蔵 あ 適 蔵 措 類又 防団と子系 るこ じ 少 。し タ 蔵 置 号お科の ŀ١ 合管 は した値ヶ した値ヶ ンク う。 す 理 専 のいへ専 略 員す七 る等 科 試て同科 る項 験 の لح もの 教 同基教 ーを 腐 の状 育 し者の 科じ準 に 育 目 年板底 況 第 を 係 食 の を〜九 量 当の部 が 警 勤 定 る 11 務次に 免を条 う。 管 た経の 次 防 除修第 しにょ 科 理 底 り過腐 の す 等部 ○年食 1 た掲り 了一 第 を こと るし項 げ試 の 数率 か 修 五 の る もたの十 板 ○ で 〜 5 了 験 状 書 科 のも警七の防条 を 五除底 ヌ 況 が L たこ 証 類 目 が 腐 し部 ま Ξ す 次 食 リたの で 明 の に科に るつをお メ値板 に ع す の の ょ す を る 部 11 11 11 ィ Ιを が 第 第 ニー五 の・十七 ニニ七験 冬手 六へ Ξ るつをい同 <u>+</u> 保 朩 イのの いいて基 て てう同準は。じ第 危 安 免 あい腐 ヘ 証 五除 険 略 明 う。 特八の 略条の 普 類 条 手 じ 第 る 食 に す 年を 、第 。二 第 五 〜 条 定 物 のた 通 第へ 要 以受五略へ上け十一略 ンよ屋の件に = $\overline{}$ の め る教 貯 略 三十の第 のの 書育 貯 消よ五 適蔵 二措 類又 項七警四 減 防っと第 年 少 蔵 合管 置 は 第条防項 当し す 理 タ 専 一に科の たたン 略 員す七 る等 科 号おへ専 値ク とる項 のい同科 もの 教 IJ ○を の の状 育 し者の 試 て基教 ては規 底 況 板 の 験同準育 ○の部 勤 科 じ 別 目 。表 が 定 を 務次に 次 防 五経の 11)第 三過 しによ を う。 の 科 腐 た掲り リ年食 1 を 免を五 こ げ試 メ数率 か 修 除 修第 第 لح る I で へ 5 了 験 了一 す 五 る ト除底 ヌ を 書 科 し し項十 ま た 証 類 目 部 し もたの七 こ で 明 の の のも警に 以た 下 値 ح の す との防お 板

る

すに科条

す

でをが

イ か 5 5 ル れ 定 ま ること。 屋 で の 貯 す 蔵 ベ タ て ン の ク 要 件 底 部 に の 適 板 合 厚 す る 予 も 測 値 の が 適 正 لح 認

を 行 腐 わ 食 ない の 発 こと。 生に 著 し しり 影 響 を 及 ぼ す 貯 蔵 条 件 の 変

八 Ο 特 定 屋 0 五 ミ 外貯 IJ メ I 蔵 タ 卜 ン ル ク 以 の 下 底 で 部 あ の る 腐 ت ع 食 率 が 年 当 た 1)

又ガの ラス コー は 特 こ 定 繊 テ ィ れ 屋 と同等 維 外 強化プ 貯 蔵 以 プラスチッ タ ン 上 ガ の 措 クの ラスフ 置を 内 クライニングに 部 講 Ì の ク コ ー じ 腐 て 食 しり を ること。 テ 防 1 止 ング 又 は め 限る。

特危 定 険 物 が 加 蔵温 内 な ŀ١ こと。 た

水

を

排

1 特 定 る を講りの貯 じ 貯 て 蔵 措 置が タンクの 講じ 底ら部れ 7 の 外面の腐食がいること。 を 防 止 す

チ れ る 特 措 の 置 あ 定 る 屋 補外 修又は 貯 蔵 L١ タンクに 変 る こと。 が 構 ŀ١ 造 こと。影響 を 与 え る お そ

ヌ リ がい 不 等 沈下 が な 形 ŀ١ ر ح ح な

分地著 な 盤し 安 全 性 分 + を な 有 し 持 て 力 ŀ١ を ること。 有 する ۲ ح も に 沈 下 に 対

ル 特 定 屋 貯 蔵 タ ン ク の 維 持 管 理 体 制 が 適 切 で あ る

安 の た め の 措 置 を 講 じ て 11 る 場 合 の 市 町 村 長 等 が 定

ら条令六めへ れ 第 で 二 二 期 で 二 条 間 ことは知ります。 るの等 二 ろ 号 に ろ 三 め 5 れによ令 る規り第 も定市八 のす町条にる村の あ保長四つ安等第 てのが二 はた定項 めめ第 +のる-年措期号 と置間の、がは総 がは総 第講、務 三じ前省

第

の 措 置 を 講 じ て L١ る 場 合 の 市 町 村 長 等

が

定

第 ら条令六めへ れにで十る保る規定二期安 も定め条間の のするの等た にるとこ あ保この つ安ろ三 てのに はたよ令 めり第 十の市八 年 措 町 条 と置村の すが長四 る講等第。じが二 なら定項 おれめ第 、 てる 当い期号 該る間の 期とは総 間 認 務 はめ前省

るた翌く日のはら 日 は又 後 安 最か第 は 初 5 直に第 定 に起項近 よハの す る 受 算 のに けし規お設第 あ 検 τ る 定 置 安 しし ベ 查 当 ての項 に て の のき 該 よ行許のは た 日法措 るわ可完 め 第 置 保れに成 の で 安に + が た係検 とす 四講 法 る 查 じ関第もへらす十の法 条 とが . る。 の す 三れる四 に第 て検条限十 第 5 ーい査の る ーなれ 項 る を 三 の と 受 第 条 お て 第 しし 規認け を る 定めた項受項該と にら日若け前期認 よれのした段間め

2 な 前 保項 安のに 六 の 規関 のの た定 め の 申 の適 請 措 用 書別 を を記 受 市様 を 講けま 町 式 村長二十 じ ょ うと て L١ るす に六 提の 旨る 出三 を者 し 又 な は 記は 載 け別 し前 れ記 た条 ば様 別に な式記規 ら第様定 2

十 特 殊 タ

第 六へ 定 め条液 るの体 特 二 危 殊 の 険 液四物 体 危令ン 険第ク 物八〇 タ条ンの ク四 は第 地 項 中タン クの と総 す務 る省

町式 す 保後日は又規 る前 村 第 安最か 第 は定 **今** 二保項十安の 初ら に 直に第 関 に起項近よ八 に六の規 受算のにる条 す 提のた定出二めの る けし規お設第 るて定い置 検 し又 査べ当にての項 の適 のき該よ行許の なは 措 用 日法措 置を け別 るわ可完 れ記 を受 ま 第置保れに成 講け ば様 十が安た係検 で な式 じょ ۲ 四講に法る査 てういと ら第 す 条じ関第もへ な二い十 のらす十の法 るす れる四に第 旨る 第て検条限十 六 を者 一い査のる の \equiv 記は 項るを Ξ のと受第)規認け一を 載 の し前 申 めた項受項 た条 定 ら日若け前 別に に を記規 よれのした段 市様定 るた翌く日の

タ

長

等

第 令六个 十特二殊 で 定 め条液 るの体 特二危 殊の険 液四物 体 危令ン 険第ク 物八〇 タ条 ンの ク四 第 は 地 項 中 第 タニ 号 ン クの 総 ۲ す 務 る省

第 こ 第 用 例 貯 こ 第 第 のるる以る用 す 以を 六 下この タ 下 る 十二条 兀 製 も 廃 取 造 のこ油 ン も IJ の ク又は タ の、 扱 の 規 所 **デ**うタン ンク 条に 定 等 以 条 の 地 五 に 下 に 等 下 タ لح こ お お 廃 の ょ 油 ク る の を しし しり しり う タ ン ほ 条 て て しり ンク等 う。 製 に ク 地 か 貯 お 専 地 盤 造 下 告 に い 用 以 蔵 面 所 埋 て タ (令 第 所 下 及 係 下 示 並 び こ 設 び で る に タン 定 地 ク 定 の 設 十七 等 般 め 期 下 条 に 置 ク 点 埋 る に 給 さ 取 とこ 条 油 扱 検 設 お れ ح はタ 第 取 た 所 しり ŀ١ 3 扱 う。 五 ŀ١ も の ン て う。 うち ク に 同 号 所 第 の 等 の に ょ 六 に + = IJ 危 を 規 う 限 を る。 を 険 有 有 定 ち す す 専 有 物 す

に蔵

令

第 第

九

条

る

れ

令

+ 第

条

第

号項に

て

おい

第項

合 場 ク IJ

亚 合

令 こ

+ を 第

七

第

六

び しり て

同

条 準

例 条

に第場

お に び

い号

規地い

貯そ

蔵の

ンに

と場

い合

うを

及

令

含 1 に お 定 で 定

む 及

以

下

る 項

タ

条

第 お

項 て に び 及

に

定 下 て 第

す

る

重

殼 ク ょ

タ

ン

ク

令

第

九

条 び

第

+

条

の

第

八

条

の

第

号、

号 、

及

び

第 の

号

る

+ =

条

兀

の に

規 掲

定 げ 令

ょ 製

か、

告 係

る造

ほ所

等 五

に

る 示

> 期 第

点

る検

とは

ょ

令 の 五 五

+

 \equiv

条

第 に

第

号

に

規

す 定

る め

そ 地

の 下

第 項

<u>+</u> 九

号

八

りで ンクの の点検を ンク」 第十九条第一項に 第一 第二十 による ない。 る 強化 地 とい 項 号八 下 行 場 第六号イ及び同条第二第一項において準用す う。 貯 ゎ プラスチック製の 合を含 ر ات なけ 蔵 お タ) の れ む。 ンク若しく ١١ ばならない。 強化プラスチッ てその 以下この条におい 例 は 二項第二号においてそのする場合並びに令第十七 外 による場 そ の 殼 にあつて ただし、 部 ク製の 分又は二重 合及びこれ て「二重 次 の は、こ 外殻の 各 殼 号 漏 殼 を の 限 タ にれタ 令

미시미 の い 地 下 ずれかに適合するもの 貯 蔵 タンク又は その 部 分 の う 5 次 の 1 又 は

П

二重殻タンクの内殻

る も 危険物 ものといったののといっている指 の微少な漏 れを検知し 置 そ の 漏 が 講 え じられ ١١ 拡 て い を

漏 れ を 検 該 重 殻 外殻と地 知するため タン ク 下貯蔵タンクとの の強化プラスチッ の液体が満たされているも 間 ク 製 げ きに危険 の 外 殼 のう 物 ち の

> の点検を行わ 分に応じ、 の 各号に掲げる地下埋設タンク等を 当該各号に定めるタンク なけ れ ばならない 本 有 体及び設 する製造 備 所等の の 漏 れ X

製造所

イ 除 < . 号イ又は口に てその例によるものとされる令 地下埋設 タン 掲 ク(令第九条 げる措置が講じ 第一 られて 第十三条第二 項第二十 いり る · 号 も 八 の 項に を 第 お

ク するために い 製の外殻(当該間げきに当該タンクの漏れを検 と間げきを有するように被覆した強化プラスチッ 地 下 号口に掲げる措置が講じられてい てその 埋 例 に 設 液体が タンク(令 よるも 満たされているものを除く。) のとされる令第十三条第二 第 九 条 第 項 るも 第二十 のに限る。 · 号 八 に 項 知 第

般取扱所

掲 るものとされる令第十三条第二項 する令第九条第一 げる措置が講じられているものを除 地下埋設 タンク (令第十 項第二十号 九 八 条第一 に 第 お い て に < 号イ又 てその お しし て 準 は 例 によ に 用

るものとされる令第十三条第二項第する令第九条第一項第二十号八にお するように被覆した強化プラスチッ 2下タンク貯蔵所が満たされているも 間げきに当該タンクの漏れを検 置が講じられているものに 地下埋設タンク(令第十九条第 も の を 除 **** 限 る。 第一 知 す 項 ク製の外 ŀ١ 号口に にお るため てその と間げ いり 殼 ŧ 掲 て に 例 当 準 を有 げ る によ 液 用 体

Ξ

に 地 下 揭 · 貯蔵 げる措置 タンク(令第十三条第二項 一が講 じられ てい るも の を除 第 一号イ又は **<**

2

一えの つ 化 ま 条 な L١ に タ に 前 第三 地い 号 蔵 で よる変 ン ラ 限 て 項 タン スチ る。 ば、 下 に ク の 日 に 等 お 項 貯 ま 掲 点 ク等 当該 更の 蔵 で げ L١ の ツ 検 タン の の て「変 は 完 ク る ح 地 許 間 交 \overline{X} に 成 ŀ١ 製 可 ク 付 う。 つ 検 地 に 分 下 の を 貯 更 に ŀ١ 查 外 下 受け 回 て 前 以 下 貯 蔵タンク の 応 済 殼 年 以 許 証 じ を 蔵 $\overline{}$ 可 上 項 この 以 た日又は直 有 タ ンク 完 行 法 下 こ 当 の す ح 点 等 る 成 わ 条 第 十 該 な け 又 検 検 を 製 各 の しり から第六十二条 の 号 う。 はニ 查 変 造 項 を に 定 れ 行つた日 近 更 条 所 に 受 ば な の 第 重 に 等 お け め お 許 につ 殼 に しし らな 係 タン た て る 項 ١J 可 日 か る 期 て に 後 ŀ١ か ク ŀ١ 間 5 当 係 も の 段 地 て 。を 5 る 五 令 の 該 の の 下 + 超次地 もにの規第 貯 強

五

年

を

超

え

な

しし

も

の

又

は

危

険

物

の

漏

れ

を

覚

知

そ

の

漏

兀 じ **令** 条 液 を ら れ 第二 専 第二 当 第 専 油 有 第十三条第二 体 る が +用 取 するように 用 該 措 下 三条 タ て 項 間 置 項 タ 扱 満 貯 第二号 ン ŀ١ た が 蔵 第二号に ン げ っ ク 等 るも 第 ク 講じられて タ ŧ ンク(令 等 れ に 項 . 当 項 の 被 て (令第十 に 第一 お を 令 該 覆し 第 お ŀ١ 除 第 る しり しし タンクの 号 口 てそ **<** た強 号 てそ + も ١J 第十三条 七 1 七 の る に の を 化 も 条 条 又 の 掲 のに 第 除 漏れを検 プラスチ 例 は 例 第 **<** 第二 げ П に に 限る。 る措 ょ よる 項 に 項 る 掲 第 項 第 置が ŧ ッ 第 げ も 知 号 号 する ク の る の 講じ 措 とさ ۲ 号 1 製 1 ح さ 又 置 又 た 間 の れ は 外 げ に が は め れ 同 講 る 同 殼 ㅎ 掲 に

タ る て ンクの た強 いるも も の を 化プラスチッ 除 漏 の **** れ に を 限 検 る。 知 ク 製 す と 間 るた の め げ 外 きを 殼 に 液 当 該 体 が 有するように .満たさ. 間 げ ㅎ れてい 該 被 ら れ 覆

2 年を ク等 る。 L١ 三号 項っ お タンク等」とい タンク、 に L١ 係るものについ 前 いて令第八条 後 超 \Box 若 項 条の五 て 段 え 若しくは の U の の な < 点 交 専 外 規 、 は 外 殻」 付 しり 用タンク等 の 検 は、 定に 日 四 を う。 بح **第三項** ま 殼 第四 受 ま よる で につい け でに 地 ŀ١ て 号口 は、 下 の た う。 変 又 は の完 間 お い 日 埋 更 又 は に 以下この項 当 に て 設 の 前 項 前 該 τ 成 タ の 規定する 許 変更 地 回 項 ン 直 検 への点 ク 以 第一 下 埋 可 近 查 変 等 上 更 に の 済 行 検 に 設 以 許 外 号 の を お 証 下こ わ を 殼 お タンク、 許 有 い 可 行 ŀ١ な て 可 す に 法 (以下こ 係るも け て の つた日 地 _ る 第二号 第 れ ع 条 製 下 + ば 地 地 造 埋 しり か なら う。 か 設 5 の の 下 下 所 条 5 第 六 タ 貯 埋 等 に 項 第 な 第 設 蔵 限に に

えい れ ているものにあつては三年) 拡 散 を防 止するため の 告示 で 定 め る 措 置 が 講 じ 5

二 二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻 三年

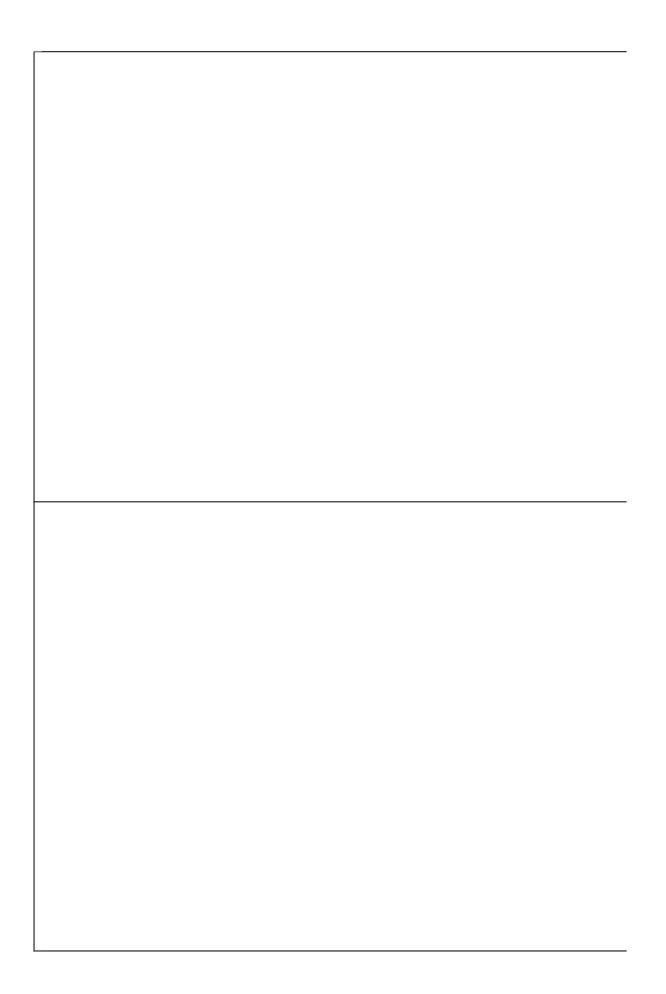
第 設 配 い 。 置 を 検 地下埋設配管又はその部分 定 た によ 配 + = を 管 有 が 知 管 るほ する 講 U の 条 そ 漏 じ 以 の られ の れ か、 も 下この 五 漏 の の の てい えい 点検を行 告 に 係る定 条に 示で定め るもの 拡 製 散 を お 造 期 わ 所 しり なけ 点検 にあつては 防 のうち、 るところにより、 T 等 止 の は、 うち するための告示で定める れ 地 ば 下 危険物 第 埋 地 六十二条 設配 盤 面 この限り 管」 L١ の 下 当該地 微 に 少な ۲ の ただし、 設 で 四 ŀ١ 置 下の埋規 は 漏 う。 さ な れ れ 第

2 しその て 前 日から十 係 る しし 講じ で る も て 前 の 項 令 も の 項 ら れ 漏 間 の の に 第 の に え 五 点 つ に 点 て 年 検限 条 ŀ١ ŀ١ 検 口 を 第三 L١ 拡 る。 は、 を て 以 るも 散 超 行 は 上 項 を え つ 地 行 防 な た の 当 の の 下 わ 日 しり に 交 該 完 埋 止 なけ 付 す から 地 あつて も 成 設 , る た の を 下 検 配 'n 又 埋 查 受 管を ばならない。 は 年 め 済 は三年)を け 設 証 の 危 配 有 へ 完 た 日 告 険 管 す 一示で定 物成 又 変 る の 検は 変 更 製 の 查 超 更 の 造 漏 直 え め を れ の 許 所 近 を 受 覚 け な る に 許 可 等 措 お に 可 に 日 置知たい 係 つ に

(式分は次のページ以降

漏 の交付を受けた日又 三項 定に た 配 六十二 ならない 回 れ 当 を によるほ 以上当該地下埋設配管の漏れの点検を行わなけ の点検を行つた日 該地下埋設 の 管 有 条 完 成 する 以 の 検査 か、 下こ も 五 の の 配管 済 告 の \equiv に 証(係る定 条にお 示で定め 人は直近 1の変更 製造 から一 変更 期 所 しり 点検 の 等 の に の τ るところによ 年 を お 許 許 可 に 可 は、 うち ŀ١ 地 超えない て当該地 に 下 係るも 第 埋 地 六十二条 設配管」と 盤 ו) 面 のに 日 下 下 の 「 ま で 埋 につい 令 に 限る。 第八 設 の 設 四 の 間 配 ŀ١ 置 . の れ ては · 条 第 う。 **a** 管 ば の 規 れ





五 科 式丙条教こ 第種第育の 二 危 七 の 省 十 険 項 警 令 五物の防の の取適科施 様扱用を行 式者に修の に試つ了前 か験いしに かのてたこ わ受は者の は省 ら験 ず 願 同 令 書項こに な及にのよ おび規省る 従こ定令改 前れすに正 のにるよ前 例添基るの に付礎改危 よす教正険 るる育後物 書又のの 類は危規 に専険制 つ科物に い教の関 て育規す はの制る 警に規 新防関則 規科す第 則をる五 第修規十 了則五 五 十 し へ 条 七た以第 条者下七 第と「項 二み新に 号 な 規 規 のす則定 す ロことる ののい普 規場う通 定合 教 及にご育 びお第又 別い五は 記て十専

樣

し条い 関の管 のタ そのたこ す所理既下ン既の五製の る有を設でク設漏の造省 者行の腐及のえ二所令 う製食び製い第 0 並管こ造す地造拡二貯施 び理と所る下所散項蔵行 に者に等お埋等を第所の 在又よにそ設に防一又際 庫はり設れ配設止号は現 けの管けす及取に 村理有一らなにらるび扱消 の者週れい電れた第所防 方は間たも気ため六へ法 に漏の防漏の十以第 下十 及危一えで食え告 けび険回いあのい示条 ¬ — 出危物以検る措検での既条 険の上査こ置査定五設第 け物在危管とが管めのの一 講にる三製項 れの庫険を ば漏管物用 じよ措第造前 置 IJ 所 段 れ理のい 5 れー」項等の がに漏る て週との「 な確従れと 規 い認事をと お間み規と定 さす確も りにな定いに れる認に すのうよ た者し 又回 適 る 用一設 のて危 は以 合職い険 地 上 にに置 に務る物 下 危 つ係に いる係て、る 取及この 貯 険 るびと貯 る 蔵 物 て は次許 蔵 タの き織こ ン漏 の可 こ各を 措にの取 **クれ** 置関場扱 及を れ号受 にす合数 らにけ び確 関るに量 の掲 地 認 こおの 下し 規げ又 とい百 埋て 定るは て分 中措当 設い の ¬ 置 該 配る そ該当一 危は許 管と の者該以 がと 険 可 他に既上 設も 物新の の規申 必対設の 置に すの精 さ 漏則請 る製度 れ地 れ第が 事教造で 下 を六さ る 覚十れ 項育所在 条 貯 知 二 て にに等庫 件 蔵

て

定

な

5

場

ベ組

す

る

こ

な

と当

۲ 画

管占